

第 105 期 中間決算公告

平成22年12月21日

静岡県葵区呉服町1丁目10番地
株式会社 静岡銀行
代表取締役 中西勝則

中間貸借対照表(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	353,814	預金	7,163,742
コールローン	18,691	譲渡性預金	335,234
買入金銭債権	34,301	コールマネー	243,529
特定取引資産	49,312	債券貸借取引受入担保金	154,218
金銭の信託	2,200	特定取引負債	34,862
有価証券	1,872,642	借入金	5,264
貸出金	6,372,969	外国為替	178
外国為替	3,836	社債	25,000
その他資産	77,716	その他負債	99,133
有形固定資産	58,031	未払法人税等	11,796
無形固定資産	16,121	リース債務	786
支払承諾見返	77,955	資産除去債務	351
貸倒引当金	△85,722	その他負債	86,198
投資損失引当金	△70	退職給付引当金	22,091
		睡眠預金払戻損失引当金	888
		偶発損失引当金	3,259
		繰延税金負債	2,094
		支払承諾	77,955
		負債の部合計	8,167,452
		(純資産の部)	
		資本金	90,845
		資本剰余金	54,884
		資本準備金	54,884
		利益剰余金	486,277
		利益準備金	90,845
		その他利益剰余金	395,431
		固定資産圧縮積立金	2,744
		特別償却準備金	0
		特別積立金	363,700
		繰越利益剰余金	28,986
		自己株式	△23,638
		株主資本合計	608,368
		その他有価証券評価差額金	76,271
		繰延ヘッジ損益	△509
		評価・換算差額等合計	75,761
		新株予約権	218
		純資産の部合計	684,348
資産の部合計	8,851,800	負債及び純資産の部合計	8,851,800

中間損益計算書 (平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	89,776
資金運用収益	68,553
(うち貸出金利息)	(53,055)
(うち有価証券利息配当金)	(14,756)
信託報酬	0
役務取引等収益	11,638
特定取引収益	57
その他業務収益	8,117
その他経常収益	1,409
経常費用	62,978
資金調達費用	5,090
(うち預金利息)	(3,642)
役務取引等費用	4,209
特定取引費用	259
その他業務費用	1,684
営業経費	42,483
その他経常費用	9,250
経常利益	26,798
特別利益	489
特別損失	622
税引前中間純利益	26,665
法人税、住民税及び事業税	11,736
法人税等調整額	△1,164
法人税等合計	10,571
中間純利益	16,094

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～38年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。上記以外の債権（正常先債権・要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に全額を損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は36百万円、税引前中間純利益は365百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は413百万円であります。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

当中間期から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第22号平成22年4月13日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「その他負債」中の「資産除去債務」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 11,998 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 14,848 百万円、延滞債権額は 206,208 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1,835 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 13,057 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 235,950 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 35,213 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	240 百万円
有価証券	428,599 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	41,000 百万円
債券貸借取引受入担保金	154,218 百万円
借入金	4,900 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 202,339 百万円及び預け金 167 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 25 百万円、保証金は 2,074 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,548,031 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 1,499,092 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 84,165 百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 31,895 百万円であります。
11. 1 株当たりの純資産額 1,012 円 11 銭
12. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ (10) に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）は 15.02% であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 5,499 百万円及び株式等償却 1,822 百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 23円30銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 23円30銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	社債	756	766	10
	小計	756	766	10
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	社債	7,292	7,230	△62
	小計	7,292	7,230	△62
合計		8,048	7,997	△51

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成22年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	10,498
関連法人等株式	1,500
合計	11,998

これらはすべて非上場株式であります。

3. その他有価証券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	174,558	87,349	87,208
	債券	1,246,562	1,215,707	30,855
	国債	557,558	544,319	13,238
	地方債	74,162	72,629	1,533
	社債	614,841	598,757	16,083
	その他	348,847	339,054	9,792
	うち外国債券	328,846	320,021	8,825
	小計	1,769,968	1,642,111	127,856
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	20,265	24,213	△3,947
	債券	1,142	1,150	△7
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,142	1,150	△7
	その他	48,274	48,964	△689
	うち外国債券	33,977	34,064	△87
	小計	69,683	74,327	△4,644
合計	1,839,651	1,716,439	123,212	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	5,654
その他	7,289
合計	12,944

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、株式 1,814 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日において時価が取得原価に対して 30%以上下落している銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が中間貸 借対照表計上額を 超えるもの (百万円)	うち時価が中間貸 借対照表計上額を 超えないもの (百万円)
満期保有目的の 金銭の信託	2,200	2,215	15	15	—

(注) 「うち時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年 9 月30日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	31,081	百万円
退職給付引当金	14,245	
有価証券償却	5,793	
その他	9,944	

繰延税金資産小計

61,064

評価性引当額

△5,529

繰延税金資産合計

55,535

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△48,859

退職給付信託設定益

△6,922

その他

△1,848

繰延税金負債合計

△57,629

繰延税金負債の純額

△2,094 百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間期における費用計上額及び科目名

営業経費 37 百万円

2. 当中間期に付与したストック・オプションの内容

	平成 22 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 8 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注 1)	普通株式 100,000 株
付与日	平成 22 年 7 月 23 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成 22 年 7 月 24 日から平成 47 年 7 月 23 日まで
権利行使価格 (注 2)	1 円
付与日における公正な評価単価 (注 2)	704 円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1 株あたりに換算して記載しております。

信託財産残高表(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
有価証券	19	金銭信託	385
現金預け金	366		
合 計	385	合 計	385

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産 5百万円
 3. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

第 105 期 中 間 決 算 公 告

平成22年12月21日

静岡県葵区呉服町1丁目10番地
株式会社 静岡銀行
代表取締役 中西勝則

中間連結貸借対照表(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	358,042	預金	7,175,317
コールローン及び買入手形	18,691	譲渡性預金	324,734
買入金銭債権	34,301	コールマネー及び売渡手形	243,529
特定取引資産	49,427	債券貸借取引受入担保金	163,757
金銭の信託	2,200	特定取引負債	34,858
有価証券	1,887,890	借入金	24,263
貸出金	6,358,312	外国為替	175
外国為替	3,922	社債	25,000
リース債権及びリース投資資産	39,722	その他負債	115,368
その他資産	98,827	退職給付引当金	22,838
有形固定資産	66,210	睡眠預金払戻損失引当金	888
無形固定資産	16,530	偶発損失引当金	3,259
繰延税金資産	2,652	特別法上の引当金	11
支払承諾見返	71,915	繰延税金負債	2,240
貸倒引当金	△90,480	支払承諾	71,915
投資損失引当金	△94	負債の部合計	8,208,159
		(純資産の部)	
		資本金	90,845
		資本剰余金	54,884
		利益剰余金	492,745
		自己株式	△23,638
		株主資本合計	614,836
		その他有価証券評価差額金	76,359
		繰延ヘッジ損益	△509
		為替換算調整勘定	△1,359
		評価・換算差額等合計	74,490
		新株予約権	218
		少数株主持分	20,368
		純資産の部合計	709,913
資産の部合計	8,918,072	負債及び純資産の部合計	8,918,072

中間連結損益計算書 （ 平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで ）

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	104,458
資金運用収益	68,710
(うち貸出金利息)	(53,086)
(うち有価証券利息配当金)	(14,880)
信託報酬	0
役務取引等収益	23,186
特定取引収益	53
その他業務収益	8,113
その他経常収益	4,395
経常費用	74,663
資金調達費用	5,211
(うち預金利息)	(3,689)
役務取引等費用	11,032
特定取引費用	56
その他業務費用	1,684
営業経費	44,975
その他経常費用	11,703
経常利益	29,795
特別利益	494
特別損失	623
税金等調整前中間純利益	29,666
法人税、住民税及び事業税	12,749
法人税等調整額	△921
法人税等合計	11,827
少数株主損益調整前中間純利益	17,838
少数株主利益	1,275
中間純利益	16,563

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 11社

会社名

静銀経営コンサルティング株式会社

静銀リース株式会社

静岡コンピューターサービス株式会社

静銀信用保証株式会社

静銀ディーシーカード株式会社

静岡キャピタル株式会社

静銀ディーエム証券株式会社

静銀総合サービス株式会社

静岡モーゲージサービス株式会社

静銀ビジネスクリエイト株式会社

欧州静岡銀行 (Shizuoka Bank (Europe) S. A.)

(2) 非連結の子会社及び子法人等 9社

主要な会社名

静岡中小企業支援投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

静銀セゾンカード株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 9社

主要な会社名

静岡中小企業支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 11社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～38年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として税法基準による定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。上記以外の債権(正常先債権・要注意先債権)については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に全額を損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
9. 偶発損失引当金の計上基準
当行の偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。
10. 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金11百万円であり、有価証券またはデリバティブ取引等の事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
11. 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
12. リース取引の処理方法
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. リース取引の収益・費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
14. 重要なヘッジ会計の方法
 - (1) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。
 - (2) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。
15. 消費税等の会計処理
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は36百万円、税金等調整前中間純利益は365百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は413百万円であります。

（持分法に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年3月10日）を適用しております。なお、これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

表示方法の変更

（中間連結損益計算書関係）

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成21年3月24日）の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 3,014百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,315百万円、延滞債権額は207,547百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,835百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,072百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は237,771百万円あります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、35,213百万円あります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

預け金	240百万円
有価証券	438,687百万円
リース債権及びリース投資資産	210百万円

担保資産に対応する債務

預金	41,000百万円
債券貸借取引受入担保金	163,757百万円
借入金	5,070百万円
その他負債	221百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券202,339百万円及び預け金167百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は25百万円、保証金は2,102百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,540,180百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,482,354百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 115,959 百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は31,895百万円であります。
11. 1株当たりの純資産額 1,019円80銭
12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国際統一基準)は15.37%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,096百万円及び株式等償却1,848百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 23円98銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 23円98銭

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	358,042	358,042	—
(2) 特定取引資産 売買目的有価証券	12,818	12,818	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	13,047	13,157	109
その他有価証券	1,858,176	1,858,176	—
(4) 貸出金 貸倒引当金(*1)	6,358,312 △85,719		
	6,272,592	6,350,866	78,274
資産計	8,514,678	8,593,062	78,384
(1) 預金	7,175,317	7,178,526	3,208
(2) 譲渡性預金	324,734	324,753	19
(3) コールマネー及び売渡手形	243,529	243,529	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	163,757	163,757	—
(5) 借入金	24,263	24,284	20
負債計	7,931,603	7,934,851	3,248
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	1,110	1,110	—
ヘッジ会計が適用されているもの	719	719	—
デリバティブ取引計	1,830	1,830	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、金利スワップの特例処理を適用するものはヘッジ対象取引と一体で評価するためデリバティブ取引から控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産 (*3)

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、すべて約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、受取保証料を反映させるなど所定の調整を行ったうえで下記(4)貸出金の算定方法に準じて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類、内部格付、担保・保証の状況、期間に基づく区分ごとに元利金の将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行なった場合に想定される利率、または市場金利等に内部格付に応じた信用コスト率、経費率を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債 (*3)

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金および譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、預入期間が短期間（1年以内）のもの及び変動金利のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び (4) 債券貸借取引受入担保金

すべて約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、商品関連取引（商品スワップ）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(*3) 金利スワップの特例処理を適用したヘッジ対象取引は、当該金利スワップと一体の取引として扱っております。また、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定するものについて、算定日における経過勘定（未払利息・未収利息等）を勘案後の時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2)	6,335
組合出資金等 (*3)	10,330
合 計	16,666

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。また、持分法適用会社の株式217百万円を含んでおります。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について25百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。また、非連結子会社への出資金2,796百万円等を含んでおります。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,000	1,000	0
	地方債	1,298	1,329	30
	社債	756	766	10
	その他	2,700	2,830	130
	小計	5,755	5,927	172
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	7,292	7,230	△62
	その他	—	—	—
	小計	7,292	7,230	△62
合計		13,047	13,157	109

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	174,928	87,468	87,460
	債券	1,246,562	1,215,707	30,855
	国債	557,558	544,319	13,238
	地方債	74,162	72,629	1,533
	社債	614,841	598,757	16,083
	その他	358,923	349,022	9,900
	うち外国債券	338,922	330,046	8,875
	小計	1,780,414	1,652,198	128,216
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	20,369	24,338	△3,969
	債券	1,142	1,150	△7
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,142	1,150	△7
	その他	56,250	56,996	△746
	うち外国債券	41,952	42,096	△144
小計	77,761	82,485	△4,723	
合計		1,858,176	1,734,683	123,492

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式1,822百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結決算日において時価が取得原価に対して30%以上下落している銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの(百万円)	うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの(百万円)
満期保有目的の金銭の信託	2,200	2,215	15	15	—

(注)「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 37 百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成 22 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注 1)	普通株式 100,000 株
付与日	平成 22 年 7 月 23 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成 22 年 7 月 24 日から平成 47 年 7 月 23 日まで
権利行使価格(注 2)	1 円
付与日における公正な評価単価(注 2)	704 円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1 株当りに換算して記載しております。